

令和6年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
15	1	秋津・茜浜	秋津まちづくり会議	秋津公園(野球場からサッカー場)の歩道にかかる樹木の剪定	秋津公園第一カッターフィールドと第一カッター球場沿い北側の歩道で、公園内の樹木枝が傘がささないほどに垂れ下がっている。通行に支障がないように樹木の剪定を要望する。	令和5年度予算で対応	令和5年12月に通行の支障となっていた樹木の下枝を剪定いたしました。	都市環境部	公園緑地課
15	2	秋津・茜浜	ヴェルデコア新習志野管理組合	新習志野公民館前広場付近の街灯増設について	夜間、新習志野公民館と駐輪場の間の道へと通り抜ける際、公民館前広場と公民館玄関前の道辺りは街灯の光が届きにくく、辺り一体が凄く暗い。特に女性や子どもが通る際はとても怖く、防犯上不安を感じるため、街灯の増設を要望する。	令和5年度予算で対応	令和5年11月24日に新習志野公民館正面入口ポール灯の電灯を水銀灯からLEDに交換いたしました。	教育委員会	中央公民館
15	3	秋津・茜浜	秋津四丁目町会	国道357号線道路の歩道沿いの防犯灯設置について	JR新習志野駅から秋津交差点までの間の国道357号線道路歩道沿いについて、夜間歩行時に防犯灯が少なく、治安上不安を感じるため、防犯灯の増設を要望する。	他機関へ依頼	当該道路は、千葉国道事務所の所管となっておりますので、要望をお伝えしたところ「今のところ予定はございません。」との回答をいただいております。	協働経済部	防犯安全課
15	4	秋津・茜浜	ヴェルデコア新習志野管理組合	新習志野公民館前平和の広場裏側の獣道の舗装整備について	新習志野駅方面から歩き、陸橋の北側エレベーターを降り、新習志野公民館に向かう際、多くの方が利便性から平和の広場の樹木脇の獣道を通っている。しかしながら、道路の状況が悪く、夜道やお年寄りが歩くにも転倒して怪我をする可能性があるため、獣道の舗装を要望する。	その他	お申し出の箇所につきましては、本来、通路ではなく植樹帯でありましたので、令和6年1月に新習志野公民館側の植樹帯に低木の補植をいたしました。新習志野公民館に向かう際は正規の園路をご利用くださいますようお願いいたします。	都市環境部	公園緑地課
15	5	秋津・茜浜	秋津四丁目町会	道路の修繕について	秋津4丁目3番丁字路付近の道路が波打っている状況であり、自動車及び自転車で通過する際に支障が生じているため、道路の補修を要望する。	その他	令和5年10月に現地確認を行いました。道路の波打ちや破損など補修が必要な状況ではございませんでした。経過観察してまいりますので、現状にてご理解のほどよろしくお願いたします。	都市環境部	道路管理課
15	6	秋津・茜浜	秋津四丁目町会	国道357号線秋津交差点を跨ぐ歩道橋の修繕及び清掃について	国道357号線秋津交差点に設置されている歩道橋について、老朽化が激しく、また、落ち葉等が溜まって歩行に影響がある。老朽化している部分(特に階段)の補修および落ち葉の定期的な清掃を要望する。	他機関へ依頼	管理者である千葉国道事務所へ確認したところ「補修については応急処置が必要な箇所について実施していくこと、また、清掃についても適宜対応していく。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課
15	7	秋津・茜浜	秋津五丁目町会	道路のひび割れの補修について(張替え)	令和4年の1月頃、下水管入れ替え工事にあたり、工事業者から秋津5丁目2番付近の東西道路については、当該工事で全面張り替えを行うとの話があった。その後、年末になり予算の関係上、半面の張り替えしかできなく残り半分の張り替えを希望するなら市役所に要望してほしいとの申し出があった。当該道路は、谷津野鳥公園の駐車場沿いに並行に位置しており、日頃から公園の駐車場と誤って入ってくる自動車も多く、かつ最近では谷津干潟の観光客も増えつつあり、安全面・環境面・町の美観や景観の観点からも残り半分の道路の張り替えを要望する。	令和6年度予算に計上	令和5年10月に現地確認を行い、令和6年度に補修工事を実施いたします。	都市環境部	道路管理課
15	8	秋津・茜浜	秋津第一団地管理組合	秋津1号児童公園にすべり台の設置を	秋津1号児童公園にあったすべり台は、秋津の町ができて以来約40年子どもたちが遊んでいた遊具であるが、経年劣化に伴い令和5年5月に撤去された。撤去跡には「令和6年度に新しい遊具を設置する予定です。」と掲示があるが、公園緑地課に確認すると令和6年度予算が確保できた場合とのことであった。現在、遊具はブランコだけになっており、新規すべり台設置の令和6年度予算の確保および早急の対応を要望する。なお、香澄2号児童公園にあるすべり台と同等のすべり台を設置してほしい。	令和6年度予算に計上	秋津1号児童公園へのすべり台の設置は令和6年度に予定しております。設置時期につきましては納品の時期等が明らかになった際に公園へ掲示いたします。また、遊具の仕様はこれまでご利用いただいていた遊具の機能などを考慮し、すべり台に複合的な機能を有したものを検討しております。	都市環境部	公園緑地課
15	9	秋津・茜浜	秋津五丁目町会	津田沼高校西側自転車専用路について	①津田沼高校西側の自転車専用路について、両車線とも入口部分に自転車マークと青色の標示があるが、自動車道路と明確にするため、色分けと専用路全体に標示を要望する。(当初の市役所による説明では色分けをするという説明があったとのことである) ②谷津方面からくる場合、秋津5丁目へは、交通ルールに沿う場合は、津田沼高校前の交差点を渡る必要がある。利便性から、多くの通行者が途中道路を横断する方法をとっており、極力、谷津干潟側に安全に渡れる方策の検討を要望する。	その他	①本市では、平成30年度に自転車が車道を安全に走行できるよう「習志野市自転車交通環境整備計画」を策定いたしました。令和5年度より順次整備を進めておりますが、優先順位をつけ施工しており、本箇所における整備の早期実現が困難であるため、現状にてご理解ください。 ②進行方向は直進であるが、道路交通法上では右折になります。交通法規上は、自転車は原則左側通行となっており、運転者本人が十分に安全を確認した上で、秋津5-10方面への右折は問題ないことを習志野警察署へ確認しております。	都市環境部	道路管理課

一覧表中の個票番号は受付番号です。(「地区内優先順位」ではありません。)  
※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。

令和6年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
15	10	秋津・茜浜	秋津第2団地管理組合	緑道橋下菊田川支川ヘドロ浚渫及び陸側の清掃	秋津2丁目と袖ヶ浦3丁目間の緑道橋下の菊田川支川のヘドロの浚渫、及び陸側の雑草、雑木の除去清掃を要望する。平成25年に清掃、平成27年にヘドロ浚渫をもらったが、現在は荒れてしまっている。	他機関へ依頼	河川管理者である千葉県へ本要望を申し伝えたところ「菊田川上流部(秋津2丁目と袖ヶ浦3丁目間)の陸側の雑草、雑木の除去清掃につきましては、令和6年度末までに実施してまいります。また、ヘドロの浚渫につきましては、令和5年6月に実施いたしました。令和6年度につきましても、支川菊田川及び菊田川のヘドロ堆積状況を確認し、所管区域内を施工する予定であります。」との回答をいただいております。	都市環境部	都市政策課
15	11	秋津・茜浜	秋津五丁目町会	京成津田沼駅、習志野市役所への交通利便性改善	令和4年度提出の地区要望で、『ハッピーバスルート延長』の要望したが、運営会社によると現段階ではできないとの回答であった。しかしながら、秋津5丁目町会は高齢化問題があり、秋津5丁目から京成津田沼駅及び市役所へ向かう場合、バスではまろにえ橋から徒歩で、または車か自転車での移動となる。高齢化が進む中、住民にとっては大きな問題であり、習志野市役所として、この問題についてどのような考えで、どのように問題解決をするかお伺いしたい。	対応不可	ハッピーバスは、京成バス(株)が主体となり、本市が運行経費の一部を補助して運行しているものであります。前年度にご要望いただいたルートの延伸のように、事業を拡大することについては、コロナ禍の影響による利用者の減少、運転手不足など運行事業者の経営環境が厳しい中では困難であると本市としても認識しているところ。コミュニティバスは、路線バスの利用ができないような公共交通空白地区等の交通手段の確保を目的として運行しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。なお、京成津田沼方面には、お手数ではありますが「津田沼中央総合病院」で乗換え、別路線をご利用いただくことができます。また、利用できる対象は限られますが、高齢者外出支援事業におけるタクシー運賃の一部助成を行っておりますのでご活用いただければと存じます。	都市環境部	都市政策課 高齢者支援課
15	12	秋津・茜浜	秋津五丁目町会	谷津干潟公園内の遊休地の活用について	谷津干潟公園駐車場に隣接する遊休地(国道357号と干潟公園駐車場の間の土地)について、公園整備までの期間、市民農園としての開放を要望する。	その他	ご要望の遊休地につきましては、秋津近隣公園予定地として管理している土地となりますが、このほど民間事業者より当該用地をグラウンド施設等として一時的に利用したい旨の申請があり、条件を付して許可したところであります。民間事業者からは、施設利用時以外の時間帯については、地元町会の方々や子どもたちがグラウンド等を利用できるよう取り組んでいくものと伺っております。このことから、市民農園としての整備は困難となりますことをご理解いただきたくお願いいたします。	都市環境部	公園緑地課
15	13-①	秋津・茜浜	秋津四丁目町会	谷津干潟自然観察センターの入館料について	谷津干潟自然観察センターの入館料を未就学児の保護者については、子育て支援の観点から踏まえて無料にしてほしい。	対応不可	谷津干潟自然観察センターの入館料は、指定管理者が定めております。ご要望については、指定管理者へ伝えるとともに、今後の入館料見直しの参考とさせていただきます。	都市環境部	環境政策課
15	14	秋津・茜浜	秋津第2団地管理組合	秋津野球場から新習志野駅への歩道橋架設	秋津野球場(第一カッター球場)から新習志野駅までの直通的歩道橋の架設を要望する。秋津の住民は、新習志野駅まで行くのに国道357号線の秋津又は香澄交差点まで迂回しなければならず遠回りになっている。秋津運動公園利用者の利便性も向上する。	対応不可	ご要望の秋津公園の秋津野球場から新習志野駅までを繋ぐ歩道橋につきましては、交差する施設が多岐にわたるため、その施設管理者との協議が必要となります。国道の管理者である国土交通省、東関東自動車道の管理者であるネクスコ東日本、新習志野駅の所有者であるJR東日本との占用や構造的な協議などが必要となります。また、交差する国道357号及び東関東自動車道は、非常に交通量の多い幹線道路であり、交通の規制や施工の時間など、多くの制限を伴いながら、特種な工法が必要となるなど難易度の高い工事となることが想定され、工事や協議には膨大な時間と費用が掛かることなどから、費用対効果を計るうえでご要望の歩道橋の建設は非常に困難であると認識しているところ。現時点ではご要望に沿うことができず申し訳ありません。	都市環境部	都市政策課
15	15	秋津・茜浜	秋津四丁目町会	秋津・袖ヶ浦間の緑道橋撤去及びアンダーパス設置について	秋津1・2丁目と袖ヶ浦2丁目間には、京葉道路を跨いで緑道橋が設置されている。老朽化しており、また、通行時の昇り降りが大変、自転車を押して渡る必要があり大変という声がある。特に電動アシスト自転車は車体が重く、押して渡る際に転倒する危険性がある。老朽化対策の一つとして、緑道橋を撤去し、京葉道路下にアンダーパスを設置して、通行の安全性及び利便性の向上を検討してほしい。	対応不可	市内の緑道橋につきましては、令和4年度に定期点検を行い、その点検結果を反映した長寿命化修繕計画を令和6年度に策定する予定です。袖ヶ浦緑道橋につきましても、策定する修繕計画に基づき、修繕を実施していく予定であり、撤去する予定はございません。電動アシスト自転車での通行につきましては、ふれあい橋やまろにえ通りをご利用くださいますようお願いいたします。	都市環境部	公園緑地課

一覧表中の個票番号は受付番号です。(「地区内優先順位」ではありません。)  
 ※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。

令和6年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
15	16	秋津・茜浜	秋津四丁目町会	ゴミの不法投棄の取り締まりについて	秋津4丁目2番と17番付近の2ヶ所のごみ集積所でゴミの不法投棄が散見される。クリーンセンターによるパトロールで重点的に監視する等、取り締まりの強化を要望する。	令和5年度予算で対応	市内のごみ集積所において、不法投棄を警告する看板の配付や定期的に不法投棄や資源物の持ち去りパトロールを実施しております。いただいた情報を参考に今後も引き続きパトロールを実施してまいります。	都市環境部	クリーンセンター業務課 クリーン推進課
15	17	秋津・茜浜	秋津四丁目町会	違法駐車を取り締まりについて	秋津4丁目14番から17番付近において違法駐車が見られる。定期的なパトロール及び違法駐車を取り締まりを要望する。	他機関へ依頼	取り締まりにつきましては、習志野警察署の所管となることからご要望をお伝えしたところ「必要に応じ、取り締まりを行ってまいります。」との回答をいただいております。また、市としても状況に応じて警察への通報等、必要な対策を実施してまいります。	都市環境部	道路管理課

一覧表中の個票番号は受付番号です。（「地区内優先順位」ではありません。）

※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。